

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年8月2日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
66	8月2日(月) 午後4時～	<p>1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)</p> <p>2. 緊急事態宣言下における対応について 緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙2)に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年8月31日(火)まで期間を延長して対応することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて(別紙3)</li> <li>・ 教育委員会の対応について</li> <li>・ 市職員の勤務体制について</li> <li>・ 緊急事態宣言に係る市民周知について</li> </ul> <p>3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、接種状況や今後のワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告があり、以下のとおり決定等しました。(別紙4)</p> <p>[主な確認・決定事項]</p> <p>①19歳以上・39歳以下の予約開始について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30歳以上39歳以下は、8月10日(火)午後1時から受付開始</li> <li>・ 19歳以上29歳以下は、8月13日(金)午後1時から受付開始</li> </ul> <p>②集団接種の追加実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19歳以上を対象に、8月23日(月)から9月下旬までの、平日夜間(18時～21時)に、女性総合センター、健康会館等において集団接種を行う。</li> </ul> <p>③12歳～18歳を対象とした集団接種の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12歳～18歳を対象に、8月21日(土)と9月18日(土)の午前・午後に健康会館において、接種相談にも応じ</li> </ul>

		<p>た集団接種を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 8月10日（火）午後1時から受付開始</li></ul> <p>4. たちかわ楽市2021の開催中止について</p> <p>令和3年11月6日（土）・7日（日）に開催を予定していたたちかわ楽市2021について、感染拡大防止の観点から、たちかわ楽市実行委員会において開催の中止を決定したとの報告がありました。</p>
--	--	--

## 2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

(別紙参照・令和3年7月29日以降公表分)

令和3年8月3日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年8月2日（月）（午後4時～）に、第66回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

## ○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

## ○ 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（別紙2）に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年8月31日（火）まで期間を延長して対応することとしました。

- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて（別紙3）
- ・ 教育委員会の対応について
- ・ 市職員の勤務体制について
- ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、接種状況や今後のワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告があり、以下のとおり決定等しました。（別紙4）

## [主な確認・決定事項]

## ①19歳以上・39歳以下の予約開始について

- ・ 30歳以上39歳以下は、8月10日（火）午後1時から受付開始
- ・ 19歳以上29歳以下は、8月13日（金）午後1時から受付開始

## ②集団接種の追加実施について

- ・19歳以上を対象に、8月23日（月）から9月下旬までの、平日夜間（18時～21時）に、女性総合センター、健康会館等において集団接種を行う。

## ③12歳～18歳を対象とした集団接種の実施について

- ・12歳～18歳を対象に、8月21日（土）と9月18日（土）の午前・午後に健康会館において、接種相談にも応じた集団接種を行う。
- ・8月10日（火）午後1時から受付開始

## ○ たちかわ楽市 2021 の開催中止について

令和3年11月6日（土）・7日（日）に開催を予定していたたちかわ楽市 2021 について、感染拡大防止の観点から、たちかわ楽市実行委員会において開催の中止を決定したとの報告がありました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年8月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	37																														
患者数の累計	1795																														
退院等者数の累計	1561																														
入院・療養中の患者数	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

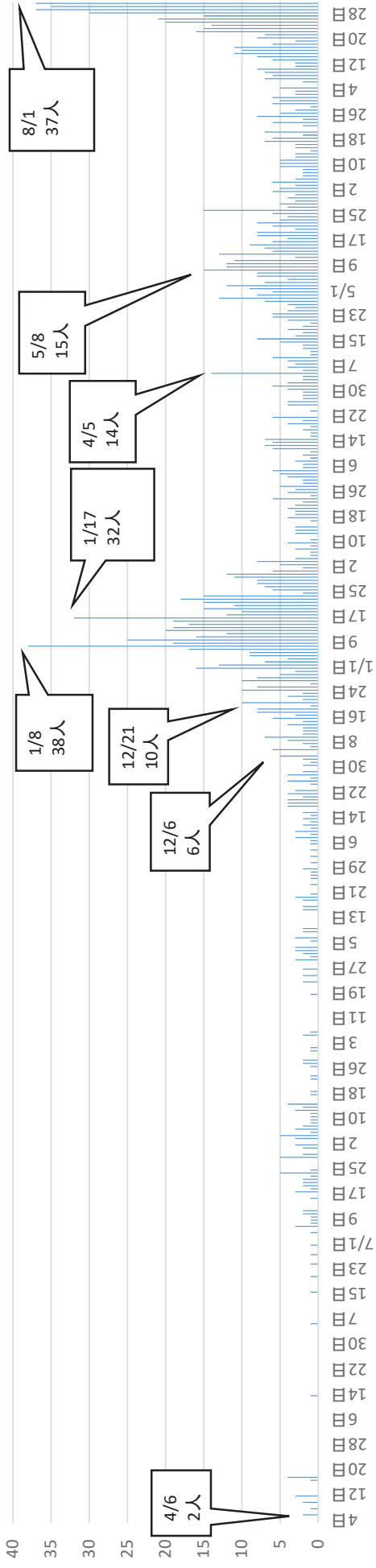
【令和3年7月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7	6	7	8	3	3	6	8	11	10	11	6	3	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	35
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458	1464	1471	1479	1482	1485	1491	1499	1510	1520	1531	1537	1540	1548	1555	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1758
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410	1416	1422	1422	1424	1425	1428	1432	1436	1440	1445	1446	1452	1460	1468	1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	48	49	57	58	60	63	67	74	80	86	91	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	210	

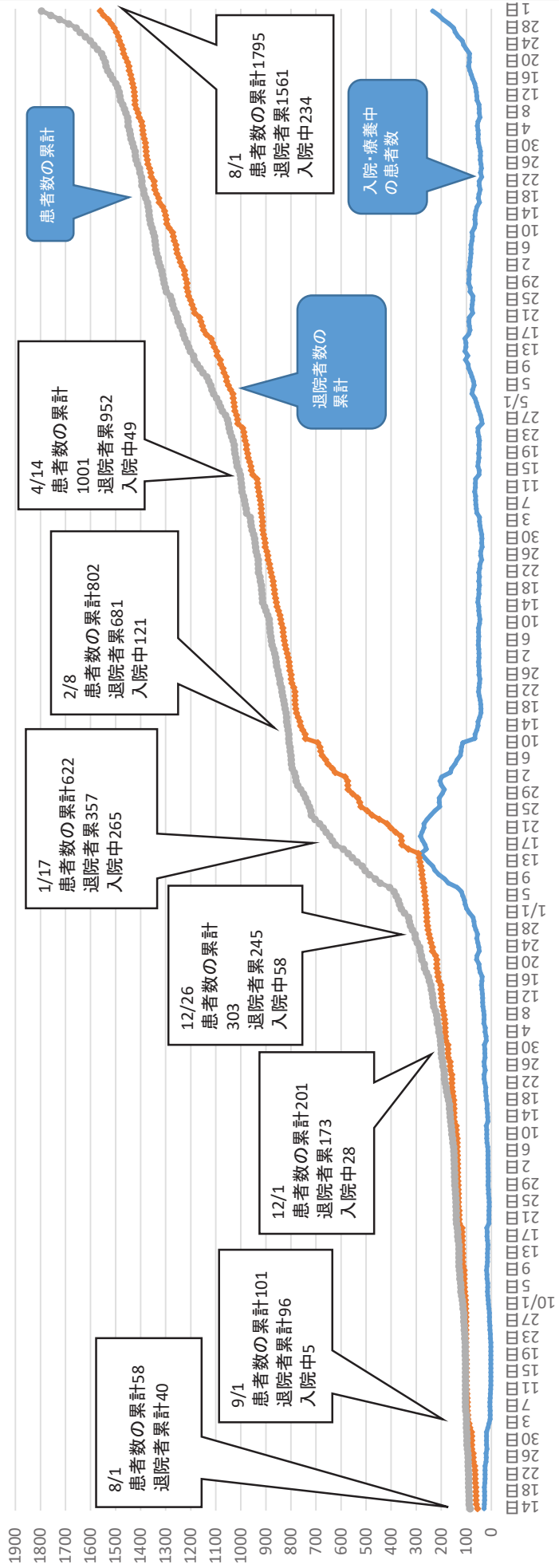
【令和3年6月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	
新たな患者数	3	6	5	3	6	3	2	2	2	5	5	5	3	3	1	3	3	3	7	6	2	7	0	2	6	2	8	5	3	1	6
患者数の累計	1315	1321	1326	1329	1335	1338	1340	1342	1344	1349	1354	1359	1362	1365	1366	1369	1372	1379	1385	1387	1394	1394	1396	1402	1404	1412	1417	1420	1421	1427	
退院等者数の累計	1225	1235	1241	1246	1254	1257	1259	1265	1269	1272	1286	1295	1296	1300	1304	1312	1325	1327	1336	1343	1346	1346	1357	1359	1364	1371	1373	1377	1378	1380	
入院・療養中の患者数	90	86	85	83	81	81	81	77	75	77	68	64	66	65	62	57	47	52	49	44	48	48	39	43	40	41	44	43	43	47	

### 感染患者数(新規陽性者数) R2年4月～R3年8月



### 感染患者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月～R3年8月



# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年7月30日

東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から8月31日（火曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ① 都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ② 事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等



## 2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請**（法第45条第1項）
  - ・ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること
  - ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
  - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
  - ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
  - ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	● 休業を要請（法第45条第2項） 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていない カラオケ店及び利用者による 酒類の店内持込を認めている 施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、 パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店 営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をすすめる者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をすすめる者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 飲食店 (第14号) 〔利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%の いづれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。〕	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%の いづれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照)</li> <li>● 営業時間短縮を要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼</li> </ul> </li> <li>○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	<p>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照)</li> <li>● 営業時間の短縮               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設)</li> </ul> </li> <li>● 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)</li> <li>● 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼</li> <li>○ イベント開催の場合</li> <li>● 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
遊技場 (第9号)	<p>テーマパーク、遊園地</p>	
博物館等 (第10号)	<p>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びバカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)</li><li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li></ul>
遊技場 (第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li></ul></li></ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li></ul>
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li><li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li></ul>



# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）



▲:開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △:開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	7月12日から8月31日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	▲	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プール(泉体育館休止中)について、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	▲	・開館時間:19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	▲	・開館時間:20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
歴史民俗資料館	△	・収容率50%
古民家園	△	・収容率50%
女性総合センターアイム	△	・収容率50%
子ども未来センター (立川まんがばーくを含む)	△	○子ども未来センター;会議室等の貸出について定員の50%に制限 ○まんがばーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
たちかわ創造舎	△	・収容率50%
学校施設の貸出(教室)	△	・20人以内
たまがわみらいパーク	△	・収容率50%
清掃工場の付帯施設	△	・収容率50%
学習館	△	・収容率50%
学習等供用施設	△	・収容率50%
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・収容率50%
立川競輪場	△	・本場を無観客開催とし、場外開催は開催中止とする。
児童館	△	・混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	△	[人数]中央館 施設定員を50%以下の250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間]60分以内
ハヶ岳山荘	△	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

・各施設、利用時間は原則20時までとします。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準拠することとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

## 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

#### (1) ファイザー社ワクチン流通状況（供給状況）

クール	出荷状況	納品箱数	接種対象回数
第1クール	4月5日	-	
第2クール	4月12日	-	
第3クール	4月19日	2	1,950
第4クール	4/26～5/9	18	17,550
第5クール	5/10～5/23	28	32,760
第6クール	5/24～6/6	20	23,400
第7クール	6/7～6/14	15	17,550
第8クール	6/21～6/28	24	28,080
第9クール	7/5～7/12	12	14,040
第10クール	7/19～7/26	11	12,870
第10-2クール	7/27.28	122	142,740
合計			290,940

※第10-2クール122箱は、7/27付60箱、7/28に62箱納品済み。

#### (2) 接種券の発送及び予約開始について

	区分	接種券の発送時期	予約開始時期
1	65歳以上の方（高齢者）	接種券発送済	予約受付中
2	基礎疾患のある方、高齢者施設等に従事する方	6月18日から優先接種届け受け中	
3	60歳以上65歳未満の方	6月30日発送	7月1日受付開始
4	55歳以上60歳未満の方	7月1日発送	7月2日受付開始
5	50歳以上55歳未満の方	7月5日発送	7月6日受付開始
6	45歳以上50歳未満の方	7月12日発送	7月13日受付開始
7	40歳以上45歳未満の方	7月13日発送	7月13日受付開始
8	35歳以上40歳未満の方	7月13日発送	8月10日受付開始予定（※）
9	30歳以上35歳未満の方	7月21日発送	8月10日受付開始予定（※）
10	19歳以上30歳未満の方	7月21日発送	8月13日受付開始予定（※）
11	12歳以上19歳未満の方	7月21日発送	7月26日受付開始

※すべての市民に接種券発送済み

（※）13時予約受付開始

#### (3) ワクチン接種状況

（令和3年8月2日時点）

	12～64歳		65歳以上	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	10,629	8.7%	37,849	83.2%
2回目	1,465	1.2%	30,658	67.4%

※12～64歳対象者数：121,500人、65歳以上対象者数：45,500人

※接種回数は、国のVRSデータによるもので、データ反映に1～2週間要するため、未反映分があります。

## 2 柴崎市民体育館における大規模接種について

柴崎市民体育館において、以下の日時に大規模接種を実施する。

[日時] 8月14日(土) 午後、15日(日) 午前・午後

[対象] 立川市民、合計3,600名(予定)

## 3 集団接種の追加実施について

コロナワクチン接種希望者が増加している中で、市内医療機関において接種予約が取りづらい状況であること、10月からインフルエンザ予防接種の開始が予定されていることから、8・9月期におけるコロナワクチン接種件数を最大限確保するため、追加集団接種を以下の通り実施する。

### (1) 19歳以上向け

[接種会場] 女性総合センター、健康会館等

[実施期間] 8月23日～9月下旬の平日夜間(18時～21時)

### (2) 12歳以上19歳未満向け

[接種会場] 健康会館

[実施日] ① 8月21日(土) 午前・午後

② 9月18日(土) 午前・午後

[受付開始日] 8月10日午後1時から ※接種相談にも応じる

## 4 職域接種の実施について

以下の会場においてモデルナ社のワクチンを利用して職域接種を実施中。

[接種会場] 多摩信用金庫本店3階Winセンター、女性総合センター1階ギャラリー

[対象] 子ども業務部門や福祉業務部門を中心に市内保育園や学童保育所、居宅介護、訪問介護等の業務に従事するもの、教職員等の学校職員に従事する職員、市職員及びその家族等について、1回目の接種を終了。現在、立川商工会議所に加盟する事業者等を対象に実施。

[実施期間] 令和3年7月12日～9月頃、平日18時～21時(予定)

[ワクチン] モデルナ社製ワクチン(4週間の間隔をもって2回目の接種を実施)

[接種支援] 立川市医師会

[接種状況]

	7月										合計
	12日	13日	14日	15日	16日	19日	20日	21日	26日	27日	
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(月)	(火)	
多摩信用金庫	180	170	160	140	200	216	189	256	210	194	1,915
女性総合センター			150		170						320

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月29日）

更新日：2021年7月29日

## 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月29日）

市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

### 1. 感染症患者

7月28日（水曜日）感染確定

- 市立小学校の児童1名

7月29日（木曜日）感染確定

- 市立小学校の児童2名
- 市立中学校の生徒1名

### 2. 公衆衛生上の対策

- 夏休み期間中ですので、臨時休業の対応は行いません。

#### お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月30日）

更新日：2021年7月30日

## 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月30日）

市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

### 1. 感染症患者

7月29日（木曜日）感染確定

- 市立小学校の児童1名
- 市立中学校の生徒1名

7月30日（金曜日）感染確定

- 市立中学校の生徒1名

### 2. 公衆衛生上の対策

- 夏休み期間中ですので、臨時休業の対応は行いません。

#### お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年8月2日）

更新日：2021年8月2日

## 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年8月2日）

市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

### 1. 感染症患者

7月30日（金曜日）感染確定

- 市立小学校の児童1名
- 市立中学校の生徒1名

7月31日（土曜日）感染確定

- 市立小学校の児童1名

### 2. 公衆衛生上の対策

- 夏休み期間中ですので、臨時休業の対応は行いません。

#### お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > 立川市立中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年8月3日）

更新日：2021年8月4日

## 立川市立中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について （令和3年8月3日）

市立中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

### 1. 感染症患者

市立中学校の生徒1名

### 2. 感染確定日

令和3年8月1日（日曜日）

### 3. 公衆衛生上の対策

- 夏休み期間中ですので、臨時休業の対応は行いません。

#### お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204